

令和8年

目黒区教育委員会

第26回定例会会議録

(令和8年9月1日開催)

第26回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和8年9月1日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	高橋和人
	教育委員会教育長職務代行者	若井田正文
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	高橋智佳子
	教育委員会委員	小枝義典

出席職員	教育次長	高橋直人
	教育政策課長	藤原康宏
	学校運営課長	田中哉子
	学校ICT課長	西原昌典
	学校施設計画課長	鈴木隆介
	教育指導課長	斎藤圭祐
	教育支援課長	川島健
	統括指導主事	久野歩
	統括指導主事	玉村昌彦
	生涯学習課長	中尾真里
	八雲中央図書館長	小寺峻

書記	熊澤寛行
	松園拓人

(議事日程)

日程第 1	報告事項	令和 8 年第 3 回区議会定例会一般質問通告について
日程第 2	報告事項	こども性暴力防止法の対象範囲及び対応について
日程第 3	報告事項	令和 8 年度教育施策説明会（教育施策に関する説明動画の配信）の実施結果について
日程第 4	報告事項	令和 9 年度区立幼稚園及びこども園の園児募集について
日程第 5	報告事項	訴訟事件の発生について

(午前 10 時 00 分開会)

- 教育長 令和 8 年第 26 回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は小枝委員です。それでは、日程第 1 を議題とします。

(日程第 1 令和 8 年第 3 回区議会定例会一般質問通告について (報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)

- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第 2 を議題とします。

(日程第 2 こども性暴力防止法の対象範囲及び対応について (報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)

- 教育長 この件についてご質問等がありますか。

- 委員 スポーツ指導を外部委託した場合のコーチ等についても、対象に含まれるものと考えています。教職員については、様々な情報共有を通じて、どのような行為が適切で、どのような行為が適切でないのかを具体的に把握しやすいと思いますが、外部委託先のコーチ等については、把握しづらい場合もあると思います。そのため、形式的な内容だけではなく、どのような行為が適切で、どのような行為が適切でないのかについて、目黒区として一定のガイドラインを作成した方がトラブルの防止につながると考えますが、いかがでしょうか。

- 教育政策課長 外部委託したスポーツのコーチについても、こども性暴力防止法の対象となります。

委員ご指摘のとおり、スポーツ指導に当たっては、ある程度の身体的な接触を伴う場面も想定されるところです。そのため、どのような行為が適切で、どのような行為が適切でないのかについて、具体的な整理が必要だと考えています。個別の判断例が国等から示されるかは現時点では分かりませんが、今後、部活動の地域展開等で焦点となってくるテーマだと思いますので、

十分に情報収集を行い、必要な対応を図っていきたいと考えています。

○委員 区が直接雇用する職員については、対象範囲や対応方法について、ある程度明確な指針を定めることができると思います。一方、教育委員会の所管とは異なりますが、保育園など学校と同様に子どもを預かる施設には、民間事業者が運営する施設もあります。また、先日、人手不足の保育園において、スポットワークのマッチングサービスを通じて採用された人が勤務していたという事例をニュースで見ました。こうしたサービスでは、事業者と労働者本人が契約主体となるため、その労働者が今回の対象範囲に含まれるのか、また、必要な対応を誰が行うのが課題になると思います。

○教育政策課長 私立保育園や事業を委託している場合についても、教育、保育等の現場で従事する職員は、原則全ての職種が対象となります。また、委託事業における確認については、国から発注者がその確認及び整理を行うという考え方が示されています。そのため、区が委託する事業に従事する方についても、基本的にこども性暴力防止法の対象として取り扱うこととなります。

保育園や学童保育では、人手不足により、委員から例示のあったような方法で人材を確保する場合も考えられます。仮に、委託先が人手不足により頻繁に人材を募集している場合であっても、区として事業者に対し、こども性暴力防止法に沿った取扱いを確実に行うよう働きかけていくことになると考えています。

○教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 令和8年度教育施策説明会(教育施策に関する説明動画の配信)の実施結果について(報告事項))

○教育政策課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第4を議題とします。

(日程第4 令和9年度区立幼稚園及びこども園の園児募集について(報告事項))

○学校運営課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第5を議題とします。

(日程第5 訴訟事件の発生について(報告事項))

○八雲中央図書館長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等がありますか。

○委員 第一審に差し戻されたとのことですが、何を審理するために差し戻されたのか、その理由は分かりますか。

○八雲中央図書館長 当初第一審では、地方裁判所が、訴えは不適法であり、その不備は性質上補正することができないと判断し、口頭弁論をせず、却下しました。

これに対して原告が控訴したところ、高等裁判所は、口頭弁論をせず、訴えを却下した第一審の判断が相当ではなく、改めて口頭弁論を行った上で審理する必要があると判断し、差し戻したものです。

○委員 そうすると、高等裁判所の判決において、特定の点を審理すべきとの具体的な指示があったわけではないということでしょうか。訴えを補正できる余地があるかどうかも含め、改めて審理するよう求めた趣旨の差し戻し判決なのでしょうか。

○八雲中央図書館長 地方裁判所は、この訴えを処分の義務付けを求める訴えと解して却下しましたが、高等裁判所は、公法上の法律関係に関する訴えであると判断しました。その点について口頭弁論が行われておらず、改めて審理する余地があることから第一審に差し戻され、地方裁判所で改めて争うこととなります。

○教育長 その他ご質問等がありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。

○教育長 その他なにかありますか。
特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前 10 時 37 分閉会)